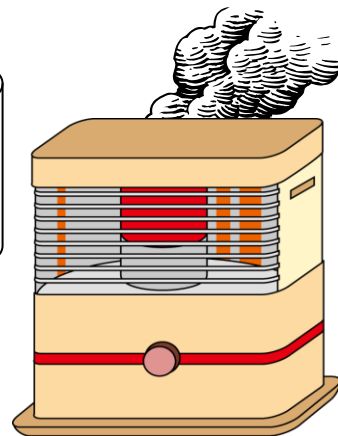


区報平成25年4月21日号掲載

消費者相談室から



※欠陥品

リコール対象商品を知っていますか？

リコールされた加湿器が原因の火災発生や、首掛け式空間除菌剤によるやけどなど、商品の欠陥による重大事故が発生しています。問題が大きく報道されると目に触れる機会も多くなりますが、ほかにもさまざまな商品がリコール（自主回収や無償修理）されています。消費者としても情報を集め、事故を防ぐようにしましょう。

<リコールとは>

欠陥や不具合が発覚した場合、事業者が自主的に行う無償での回収や修理や交換を言います。法令に基づいて行われることもあります。

<リコール通知の方法>

事業者は「商品回収」や「無料点検修理」などの社告を新聞や雑誌、自社のホームページなどに出し、事故の状況や対象商品・今後の対応と連絡先などを消費者へ通知します。「お詫びとお知らせ」などと書かれることもあります。

<危険を防ぐ>

社告が掲載されたら内容をよく読み、身の回りに該当するものがないか、しっかり確認しましょう。古い製品では、普段使わない部屋や倉庫に入れたままになっているケースもあります。リコールされた商品だとわかった使用を中止し、事業者に連絡して対応を求めましょう。

リコールされて数年経ってから事故が発生している例が多くあります。数年前からのリコール情報が以下のホームページに掲載されています。紙面での情報入手が難しい方も利用してみましょう。

<リコール情報入手先>

下記のホームページでリコール対象商品の確認ができます。

○ 消費者庁

リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

(メールサービスに登録すると、リコール情報が自動配信されます)

○ 国民生活センター

回収・無料修理などの情報

<http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>

○ 製品評価技術基盤機構 製品安全・事故情報

<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>